

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

日高町国民健康保険の保険証は、毎年4月に有効期限が切れ更新しています。現在お使いの保険証の有効期限は、平成27年4月30日までとなっています。

新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証の有効期限が切れる4月30日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

4月30日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。

新しい保険証が届いたら

記載内容を確認し、大切に保管してください。保険証ケースを紛失・破損した場合は役場各窓口にて新しい物を配布します。古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなどして、確実に破棄してください。破棄することが難しい場合は役場各窓口へ返却してください。

資格に変更があったら

他の保険に加入した方は、国保の資格喪失の届出が必要です。また、国保に加入する時も届出が必要です。変更があった場合は14日以内に届出を。今回送付する保険証は、3月末現在の状況で作成しています。そのため3月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。該当される方は、お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。

高額な入院・外来診療を受ける皆さまへ

現物給付制度（「限度額認定証」を医療機関に提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられる制度）が定められています。

手続き等、詳しくは、下記の国民健康保険窓口にお問い合わせください

お問い合わせ先	日高町 保健福祉課 【電話】01456-2-5131
届出窓口	保健福祉課 ・ 日高総合支所 地域住民課 水・くらしサービスセンター ・ 厚賀出張所

※ 4月1日から、「保健福祉課」の国民健康保険に関する業務は、新設する「保険年金課」が担当となります。

「高齢者バス身分証・乗車証」のお知らせ

日高町では、70歳以上の方に対して、「バス乗車証」を交付しております。
「バス乗車証」は、有効期間に応じた交付負担金を納めていただいた方に交付します。

バス乗車証の交付負担金

有効期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
交付負担金	800円	2,000円	4,000円	8,000円

※バスは、有効期間内で乗り放題となります。

- ①必要なもの 最近の顔写真(たて3cm、よこ2cm) ・ 印鑑
- ②対象者 満70歳以上の町民の方
- ③申請日 誕生日の翌月から申請できます。
- ④利用の仕方 「バス乗車証」を運転手さんに見せていただきます。
バスを降りるときに料金を払う必要はありません。
- ⑤申請先
- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| ・ 本庁地区 | 保健福祉課 | 01456-2-6183 |
| | 水・くらしサービスセンター | 01456-2-0255 |
| | 厚賀出張所 | 01456-5-2111 |
| ・ 総合支所地区 | 日高総合支所地域住民課 | 01457-6-3173 |

※4月1日から「保健福祉課」は「健康福祉課」に名前が変わります。

満70歳以上の方へのお知らせ

門別温泉とねっこの湯入浴優待券の更新手続きを次のとおり行います。

- ◆更新手続 **平成27年3月25日(水)**から
- ・交付済みの門別温泉とねっこの湯優待利用対象者証を持参してください。
 - ※身分証を紛失された場合は、顔写真(縦3cm×横2cm)を持参してください。
- ◆新規交付
- ・年度途中で満70歳になられる方は、その翌月より申請できます。
 - ※事前に対象者あてに案内文書を発送します。
- ◆手続場所
- ・保健福祉課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所で行っています。

【お問い合わせ】 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話01456-2-6183

※4月1日から「保健福祉課」は「健康福祉課」に名前が変わります。